

交野市 木造住宅耐震診断に対する補助の概要

受付

4月～12月末

なお、申請は先着順に受け付け、実施戸数は予算の範囲内とします。

[ご注意] ●交付決定以前に着手した場合には補助金を交付できませんので、耐震診断を実施する前に、必ず交付申請の手続きを行ってください。

1 補助対象建築物 次の全ての要件に該当する住宅です。

- 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準によって建築された木造住宅
- 長屋・兼用住宅および共同住宅を含む住宅で、現に居住している、またはこれから居住しようとするもの

※住宅部分の面積が半分以上の店舗兼用住宅等も補助の対象です。
※過去に補助金の交付を受けたものは除きます。

2 補助対象者(申請者)

- 住宅の所有者等（所有者が2名以上の場合は、申請者以外の所有者の同意等が必要になります。）

3 補助額

- 耐震診断に要する費用の11分の10。ただし、5万円が限度です。

4 耐震診断をおこなう者

下記のいずれかに該当する耐震診断技術者に耐震診断を依頼してください。

- ◆ 平成26年度以降、一般財団法人 日本建築防災協会主催「木造住宅耐震診断資格者講習会」を受講し、受講修了証明書の交付を受けた者
- ◆ 平成26年度以降、一般財団法人 日本建築防災協会主催「木造住宅の耐震改修技術者講習会」を受講し、耐震改修技術者講習会受講修了証の交付を受けた者
- ◆ 平成24年度以降、公益社団法人 大阪府建築士会主催「既存木造住宅の耐震診断・改修講習会」を受講し、かつ、受講修了者名簿に登録された者
- ◆ 平成24年度以降、一般財団法人 日本建築防災協会主催「木造住宅の耐震診断と補強方法講習会」の受講修了者であり、かつ、建築士法第2条第1項に規定する一級建築士、二級建築士および木造建築士

5 耐震診断の結果について 耐震診断の結果は、次のように示されます。

構造評点	未満 0.7	～	1.0	～	1.5 以上
判定	倒壊する可能性が高い	倒壊する可能性がある	一応倒壊しない	倒壊しない	

- ◆ 耐震診断の方法には、一般診断法と精密診断法の2種類がありますが、耐震診断は一般診断法を基本としています。
- ◆ 一般診断法または精密診断法は、原則、「2012年改正版 木造住宅の耐震診断と補強方法」による。
- ◆ 構造評点とは、建築物の耐力を本来必要とする耐力で割った数値です。本来必要とする耐力とは、現行の建築基準法で定める耐力です。
- ◆ 構造評点が1.0未満の住宅は、耐震改修または耐震シェルター設置に係る補助の対象となります。
- ◆ 現行の耐震基準は、中規模の地震（震度5強程度）に対して建築物がほとんど損傷せず、極めて稀にしか発生しない大規模な地震（震度6～震度7）に対しては人命に危害を及ぼすような被害が生じないことを基本としています。

お問合せ先 交野市役所 都市計画部 営繕課

〒576-8501 交野市私部1丁目1-1

電話 072-892-0121